

※赤字部分はQAの改正および追加があった個所になります。

No	質問		回答
	概要	詳細	
1	申請日と事業所の指定の関係について	第3条第1項にある「村内指定居宅介護支援事業所等」は、申請日時点で居宅介護支援もしくは介護予防支援の指定をとっていなければ、助成対象とならないのか？	助成対象となりません。指定の開始日が申請日以前でなければ助成対象となりません。
2	事業所の所在地について	村外にある居宅介護支援事業所で、東海村の利用者に居宅介護支援を提供している場合はどうなるのか？	居宅介護支援事業所が東海村に所在していることが要件となっていますので、助成対象となりません。
3	介護支援専門員が退職してしまった場合について	第3条第1項第2号で、「資格を取得し、又は更新した日の属する年度の翌々年度の末日まで、介護支援専門員として村内指定居宅介護支援事業所等でケアマネジメントの実務に従事する見込みであること。」とあるが、助成金の交付を受けた後、資格取得した日から資格取得した日の属する年度の翌々年度の末日までに、退職してしまった場合は、助成金は返還しなければならないのか？	退職した場合は助成金の対象外となり、返還となります。ただし、村内指定居宅介護支援事業所等に転職している場合は返還の対象になりませんが、その後翌々年度の末日までに転職先の村内指定居宅介護支援事業所等を退職し、村外の事業所に転職した場合は返還になります。この場合、助成金の返還にかかわらず変更交付申請の手続きが必要になります。手続きについては、東海村介護支援専門員等資格取得助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条を参照してください。 （例）令和5年10月に資格取得もしくは更新した場合、令和8年3月31日まで村内居宅介護支援事業所等で介護支援専門員としてケアマネジメントの実務をしていることが要件になります。
4	事業所が閉鎖してしまった場合について	前質問「介護支援専門員が退職してしまった場合について」の場合で、退職でなく事業所が閉鎖してしまった場合は、助成金は返還しなければならないのか？	閉鎖したことによって直ちに返還になるわけではありません。助成対象の介護支援専門員が村内指定居宅介護支援事業所等に転職している場合は返還の必要はありません。ただし、村外の事業所、村内の居宅介護支援事業所及び村内の介護予防支援事業所以外の事業所に、転職してしまった場合は返還になります。この場合、助成金の返還になるかにかかわらず変更交付申請の手続きが必要になります。手続きについては、東海村介護支援専門員等資格取得助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条を参照してください。
5	助成対象者の範囲について	特別養護老人ホームなどの施設に勤務している介護支援専門員は対象とならないのか	対象となりません。本要綱による助成金は、村内居宅介護支援事業所等に勤務している介護支援専門員であり、村内居宅介護支援事業所等には、居宅介護支援事業所、介護支援事業所のみが対象となっております。
6	助成対象者の範囲について	主任介護支援専門員の資格を取得（更新）した場合は対象となるのか	対象となります。
7	担当する利用者数の数え方について	担当する利用者数の数え方について、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント、居宅介護支援で1人当たりの数え方は異なるのか？	本助成金の申請については、サービスの種類にかかわらず、利用者1人については1とカウントすることとします。
8	変更申請時の担当人数について	変更申請を行った場合、担当人数はいつ時点を基準とするのか？	変更申請日時点の担当人数になります。
9	助成金の返還について	助成金を一度もらった後に、返還する場合の手続きについてどうすればいいのか？	まず、変更交付申請の手続きが必要になります。その際は、「東海村介護支援専門員等資格取得助成金変更承認申請書（様式第6号）」を村にご提出ください。その後、「東海村介護支援専門員等資格取得助成金交付決定取消通知書（様式第9号）」が村から申請者に届きますので、案内に従って助成金の返還をしてください。
10	申請期限について	第6条第2項にある申請期限については、郵送の場合は消印有効か？	消印有効でなく、必着になります。このため、申請期限の年度の3月31日に郵送した場合で、東海村保険課介護保険担当に到着したのが申請期限の年度の翌年度の4月1日の場合に到着した場合の申請は無効になり、申請書を受領いたしません。この助成対象経費については交付申請することができなくなりますので、申請については早めに行うことを推奨します。
11	申請年度について	令和6年度に資格取得した場合、申請できるのは何年度になるのか？	令和7年度になります。第6条第2項の規定により「前項の申請は、資格を取得した年度の翌年度の4月1日から3月31日までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると村長が認めたときは、この限りでない。」となっているためです。
12	申請期限を過ぎてしまった場合について	第6条第2項にある申請期限について、申請期限を過ぎた後に、交付申請をした場合は無効になるが、次年度の申請は可能か？	回答申請期限を過ぎた場合は申請できません。ただ、やむを得ない事情がある場合については、次年度再度申請することができます。（例：災害等があった場合など）
13	助成対象経費を分担して負担した場合の交付申請について	第6条に定める交付申請について、事業者である法人と、資格取得（更新）した介護支援専門員が分担して、研修費用を負担していた場合は交付申請はどのようになるか？	事業者である法人と、当該介護支援専門員がそれぞれ申請していただくこととなります。この場合、「東海村介護支援専門員等資格取得助成金交付申請に係る助成対象経費に関する覚書（様式第3号）」（以下、「覚書」という。）を申請書及び他の必要書類と一緒に提出してください。覚書は、記名、押印は必須になり、原本提出となります。たとえ事業者である法人と、当該介護支援専門員のいずれかが交付申請をしない場合でも負担している助成対象経費を確認する必要があるため、助成対象経費を分担した場合は覚書は必ず提出してください。
14	覚書の提出について	覚書は、記名、押印は必須なのか？	覚書は、記名（法人については自筆でなくとも可）、押印は必須になり、原本提出となります。たとえ事業者である法人と、当該介護支援専門員のいずれかが交付申請をしない場合でも覚書は必ず提出してください。
15	分割して助成対象経費を負担したが領収書の名義が片方みの場合について	質問10の場合で、領収書がいずれかの名義で1枚のみしかない場合は、領収書の添付はどのようにすればいいか？	領収書はいずれかの名義で構いませんので、その領収書の写しを添付してください。 例えば、A法人の名称が入った領収書しかない場合、B介護支援専門員が申請する場合でも、A法人の名称が入った領収書を添付していただければ問題ありません。ただ、繰り返しになりますが、質問10の覚書の添付は必須になり、覚書と領収書の内容が一致していることが必要です。

No	質問		回答
	概要	詳細	
16	他の助成金を受けた場合の交付申請について	第5条第2項の「前項の規定にかかわらず、助成対象経費について、村から既に他の助成金等を受けている場合は、当該助成金等を受けた経費は、助成の対象としない。」とあるが、他の助成金から受けた助成金額が、助成対象経費の一部であった場合は、残りについて助成対象経費となり、交付申請することができるのか？	交付申請することはできません。たとえ、助成対象経費の一部であった場合でも、他の助成金の対象として申請した場合は、交付申請することはできません。
17	村以外の団体から助成金をもらっている場合の交付申請について	第5条第2項の「前項の規定にかかわらず、助成対象経費について、村から既に他の助成金等を受けている場合は、当該助成金等を受けた経費は、助成の対象としない。」とあるが、村以外の団体から助成金をもらっている場合はどうなるのか？	交付申請することはできません。第3条に助成金の対象となる者が以下の者に限られており、当然に費用負担をしていない以下の者が助成を受けることはできません。（実際に助成対象者が費用を負担していることが要件になります） ・村内指定居宅介護支援事業所等 ・村内指定居宅介護支援事業所等に勤務する介護支援専門員
18	家族などの個人が助成対象経費を負担した場合について	第5条第2項の「前項の規定にかかわらず、助成対象経費について、村から既に他の助成金等を受けている場合は、当該助成金等を受けた経費は、助成の対象としない。」とあるが、家族が負担した場合はどうなるのか？	前質問と同様になります。
19	不交付決定通知書を受けた場合について	第7条の「東海村介護支援専門員等資格取得助成金不交付決定通知書（様式第5号）」を受けた場合、二度と交付申請することはできないのか？	交付申請することはできません。次年度以降についても同様に交付申請することはできません。
20	交付決定取消通知書を受けた場合について	助成金を受け取った後に、第9条第2項の「東海村介護支援専門員等資格取得助成金交付決定取消通知書（様式第9号）」による取り消しを受けた場合、助成金は返還するのか？	返還になります。返還方法については、「東海村介護支援専門員等資格取得助成金交付決定取消通知書（様式第9号）」と同封（もしくは後日郵送）される案内に従って返還してください。
21	交付決定取消通知書を受けた場合の手続きについて	「東海村介護支援専門員等資格取得助成金交付決定取消通知書（様式第9号）」による取り消しを受けた場合、何か手続きは必要か？	前質問のとおり返還をしていただければ、他に手続きの必要はありません。
22	助成金の交付決定の取り消し要件（第9条第1項第3号の該当要件）について	第9条第1項第3号に助成金の交付決定の取り消し要件として、「その他村長が不適当と認めたとき。」とあるが、これはどういう場合に該当するのか？	個別事案ごとの判断になりますので、一律にお答えできません。ただし、例えば、助成金の交付を受ける権利を第三者に譲渡もしくは担保にした場合など、要綱第1条に定められた趣旨に著しく反する場合には取り消しとなる場合があります。
23	運営指導について	助成金を受けたことで、後日運営指導の対象となることがあるのか？	助成金を受けたことをもって運営指導の対象となることはありません。ただし、運営指導の際に確認する場合はありますので、書類については最低2年間保管してください。
24	助成対象となる研修の名称が異なる場合について	別表の助成の対象となる研修について、他県で研修を受けたために、内容は同じだが、名称が異なる場合は対象とならないのか？	内容が同じであり、資格取得もしきは更新できるものであれば、対象となります。この場合、研修の内容がわかる書類を添付していただくことになります。
25	職員が休職した場合について（返還について）	第3条第1項第2号で、「資格を取得し、又は更新した日の属する年度の翌々年度の末日まで、介護支援専門員として村内指定居宅介護支援事業所等でケアマネジメントの実務に従事する見込みであること。」とあるが、職員が休職した場合は、どうなるのか？	職員が休職（病気、産休育休、私事都合による長期休職も含む）した場合も、雇用関係及び所属が、「資格を取得し、又は更新した日の属する年度の翌々年度の末日まで」村内居宅介護支援事業所等の職員となっているのであれば、返還する必要はありません。